

茨城県管理河川県南(竜ヶ崎)ブロックの
減災に係る取組方針(案)

平成30年 月

茨城県管理河川県南(竜ヶ崎)ブロック減災対策協議会

〔 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, つくばみらい市,
美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町, 稲敷地方広域市町村圏事務組合,
利根川水系県南水防事務組合, 気象庁水戸地方气象台, 茨城県 〕

目 次

- 1 はじめに
- 2 対象河川
- 3 本協議会の構成員
- 4 減災のための目標
- 5 県南（竜ヶ崎）ブロックの概要と主な課題
 - ・ 流域の概要
 - ・ 主な課題
- 6 現状と課題
 - （1）円滑かつ迅速な避難のための取組
 - （2）的確な水防活動のための取組
 - （3）氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - （4）河川管理施設の整備等に関する取組
 - （5）減災・防災に関する取組
- 7 概ね5年で実施する取組
 - （1）円滑かつ迅速な避難のための取組
 - （2）的確な水防活動のための取組
 - （3）氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - （4）河川管理施設の整備等に関する取組
 - （5）減災・防災に関する取組
- 8 フォローアップ

参考資料 現状，課題，取組一覧表

1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じ、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成28年8月には北海道・東北地方を襲った一連の台風では、中小河川で氾濫が発生し、要配慮者利用施設で逃げ遅れによる被害が発生した。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成27年12月10日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

これらを踏まえ、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、県南（竜ヶ崎）ブロックの関係11市町村（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町）及び2組合（稲敷地方広域市町村圏事務組合、利根川水系県南水防事務組合）並びに気象庁水戸地方气象台、茨城県は、平成29年5月16日に「茨城県管理河川県南（竜ヶ崎）ブロック減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立した。

こうした中、平成29年6月20日に国土交通省では、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を取りまとめたところである。

本協議会では、「緊急行動計画」に基づき、各構成員が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

なお、本取組方針は本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2 対象河川

本協議会の対象とする河川は、以下のとおりである。

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
小野川	龍ヶ崎市, 牛久市, つくば市, 稲敷市	
乙戸川	龍ヶ崎市, 牛久市, 稲敷市, 阿見町 (土浦市)	県南 (土浦) ブロックと重複
沼里川	稲敷市	
桂川	牛久市, 阿見町	
清明川	美浦村, 阿見町	
花室川	阿見町 (土浦市, つくば市)	県南 (土浦) ブロックと重複
北浦川	取手市	
西浦川	取手市	
谷田川	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, つくばみらい市	牛久沼を含む
西谷田川	龍ヶ崎市 (つくば市 つくばみらい市)	県南 (土浦) ブロックと重複
稲荷川	牛久市 (つくば市)	県南 (土浦) ブロックと重複
新利根川	龍ヶ崎市, 稲敷市, 河内町, 利根町,	
破竹川	龍ヶ崎市, 稲敷市	
大正堀川	龍ヶ崎市, 稲敷市	
羽原川	龍ヶ崎市	
相野谷川	取手市	
羽中川	守谷市	
五反田川	守谷市	
大野川	守谷市	

() 内は、他ブロックに含まれる市町村

3 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関		構成員
龍ヶ崎市		市長
取手市		市長
牛久市		市長
つくば市		市長
守谷市		市長
稲敷市		市長
つくばみらい市		市長
美浦村		村長
阿見町		町長
河内町		町長
利根町		町長
稲敷地方広域市町村圏事務組合		管理者
利根川水系県南水防事務組合		管理者
気象庁水戸地方气象台		台長
茨城県		
生活環境部	防災・危機管理局	
	防災・危機管理課	課長
土木部	河川課	課長
〃	土浦土木事務所	所長
〃	竜ヶ崎工事事務所	所長

（順不同）

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

構成機関		
国土交通省	関東地方整備局	利根川上流河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	利根川下流河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	下館河川事務所
独立行政法人	水資源機構	利根川下流総合管理所

（順不同）



茨城県管理河川県南（竜ヶ崎）ブロック減災対策協議会位置図

4 減災のための目標

平成 29 年 5 月 16 日に開催した第 1 回の本協議会において、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

県管理河川の大規模水害に対し、『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』、『地域社会機能の継続性を確保すること』を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、県南（竜ヶ崎）ブロックの県管理河川において、以下の項目を 2 本柱とした取組を実施する。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する
- ②治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。

5 県南（竜ヶ崎）ブロックの概要と主な課題

【流域の概要】

○霞ヶ浦圏域（乙戸川など48河川）

茨城県の南東部に位置し、北に関東の名山である筑波山、南にはわが国で第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦がある。圏域面積は約2,100km²であり、県人口の約1/3にあたる約97万人の人々が暮らしている。

○小貝川圏域（北浦川など17河川）

茨城県の南部に位置し、北東に筑波山麓を望み、東側に霞ヶ浦、西側に首都圏を控える。圏域面積は約460km²に及ぶ。

○利根川圏域（相野谷川など22河川）

茨城県の南西部、首都近郊に位置し、平坦な地形を活かした可住地を多く有している。圏域面積は約640km²の範囲に及び、これは利根川全体の流域面積の約4%にあたる。

【過去の被害状況】

洪水名	雨量 (48時間)	浸水家屋数			備考
		霞ヶ浦圏域	小貝川圏域	利根川圏域	
昭和22年 9月 台風 9号	215.0	21,509棟			県内全域の合計
昭和33年 9月 台風22号	251.3	1,204棟			〃
昭和36年 6月 梅雨前線	361.0	8,210棟			〃
昭和56年 10月 台風24号	213.5	1,760棟	940棟		圏域内関連 市町村の合計
昭和61年 8月 台風10号	239.0	3,544棟	3,379棟	1209棟	〃
平成 3年 8月 台風10号	195.0			339棟	〃
平成 3年 9月 台風18号	192.0	1,309棟	1,038棟		〃
平成10年 8月 台風 4号	153.0	15棟	60棟		〃
平成23年 9月 台風15号	154.0	8棟			〃
平成25年 10月 台風26号	173.0	421棟			〃
平成27年 9月 台風18号	285.0			3,777棟	〃

【河川改修の状況】

河川改修の状況としては以下のとおりである。

対象河川	施行の場所	延長 (km)	実施内容
乙戸川	小野川合流点(0.0km)～ 荒川沖橋下流(12.7km)	12.7	護岸工
相野谷川	相野谷川橋上流(0.0km)～ 八丁橋下流(5.4km)	5.4	護岸工, 河道掘削
北浦川	大正橋上流(0.0km)～ 国道6号BP橋上流(5.0km)	2.0	護岸工, 河道掘削

【主な課題】

河川沿いの宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。

また、各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・地域住民との連携強化に努める必要がある。

6 現状と課題

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 ※現状：○，課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
情報伝達、避難計画等に関する事項	<p>○新たなガイドラインの内容を反映し，地域防災計画を改定中</p> <p>○Lアラートや緊急速報メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備</p> <p>○住民参加の総合防災訓練，避難所開設訓練を実施</p> <p>○要配慮者利用施設の施設管理者を対象とし，避難計画の作成に関する説明会を開催</p>	
	●水位計や基準水位のない河川や局地的な集中豪雨にも対応したホットラインやタイムラインの作成が必要	A
	●避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に基づくマニュアルの見直しが必要	B
	●情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	C
	●水害に着目した防災訓練の実施が必要	D
	●社会資本整備審議会での答申に基づく水位周知河川への追加指定が必要	E
	●分かりやすい水位情報の提供が必要	F
	●県管理河川で広域避難の必要性の確認が必要	G
	●要配慮者施設が地域防災計画に位置付けられていない	H
	●要配慮者利用施設の施設管理者の意識向上が必要	I
	●浸水する要配慮者施設が不明	J
	●避難行動要支援者数が不明	K

<p>平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>	<p>○水害統計調査により浸水実績を把握 ○過去の床下・床上浸水と道路冠水を記録 ○水防災に関する問合せ窓口を設置 ○防災訓練や防災講演会等を実施 ○小学生を対象に防災訓練や授業で水害教育を実施 ○出前講座等を活用した講習会を実施</p> <p>●洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図（水位周知河川等）がない L ●内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図がない M ●まるごとまちごとハザードマップをどの程度まで実施すればいいのかわからない N ●正確な浸水実績の把握とデータベース化が必要 O ●住民が水害の事前準備をする際の明確な問い合わせ先がない P ●住民・教員・小学生の水防災意識の更なる向上が必要 Q</p>	
<p>円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p>	<p>○茨城県河川情報システムにより雨量，水位等の観測データ，河川の状況を把握 ○市の HP にて雨量等の観測データを公表中</p> <p>●水位計等の観測機器の増設が必要</p>	<p>R</p>

(2) 的確な水防活動のための取組

項目	現状と課題	
水防体制の強化に関する事項	<p>○河川管理者と水防管理者による共同点検を実施</p> <p>○ポスターやパネル展，消防団車両に募集広告を掲示し水防団員（消防団員）等を募集</p> <p>○建設業協会等と協定を締結</p> <p>●共同点検の継続が必要</p> <p>●水防団員の高齢化，減少</p> <p>●団員募集の効果的な広報の実施</p> <p>●関係機関が連携した水防訓練の実施（継続）が必要</p>	S T U V
市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	<p>○水害時に行政機能を維持する BCP を策定</p> <p>●分かりやすい水位情報の提供が必要</p> <p>●浸水区域内に庁舎等が立地しているか不明</p> <p>●民間事業者の水防災に関する意識の向上が必要</p>	F W X

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<p>○台風の対応時等に緊急排水を実施</p> <p>○排水訓練等の実施</p> <p>○国交省の排水ポンプ車等の操作講習会に参加</p> <p>●排水設備を所有していない</p> <p>●排水が必要な地域が不明</p>	Y Z
浸水被害軽減地区の指定	<p>●正確な浸水実績の把握とデータベース化が必要</p>	O

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<p>○着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施</p> <p>●河川堤防など多くの未整備箇所の整備が必要</p>	A A
河川の適切な維持管理	<p>○出水期前の河川総点検の実施</p> <p>○点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施</p> <p>●堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に加え、施設管理者の特定が必要</p> <p>●老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要</p> <p>●施設管理者が不明</p>	<p>A B</p> <p>A C</p> <p>A D</p>

(5) 減災・防災に関する取組

項目	現状と課題	
適切な土地利用の促進	<p>○水害統計調査により浸水実績を把握</p> <p>●正確な浸水実績の把握が必要</p>	○
災害時及び災害復旧に対する支援	<p>○県が実施する講習会へ参加</p> <p>●災害復旧経験者（技術者）の人員不足</p> <p>●職員の技術力向上が必要</p>	<p>A E</p> <p>A F</p>

7 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①	洪水時における河川管理者からの情報提供等	A	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
②	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認	A, B, C, D	平成29年度から順次実施	協議会全体
③	水害危険性の周知促進	E	平成29年度から順次実施	茨城県
④	ICTを活用した洪水情報の提供に向けた検討	F	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑤	広域避難体制の構築	G	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑥	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	H, I, J, K	引き続き実施	市町村, 気象台, 茨城県
⑦	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	E	順次実施	茨城県
⑧	水害ハザードマップの改良、周知、活用	L, M, N	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑨	浸水実績等の周知	O	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県

⑩	防災教育の促進	P, Q	平成29年度から順次実施	協議会全体
⑪	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	R	引き続き実施	市町村, 事務組合, 茨城県

(2) 的確な水防活動のための取組

	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	S	引き続き実施	市町村, 事務組合, 茨城県
②	水防に関する広報の充実	T, U	引き続き実施	市町村, 事務組合, 茨城県
③	水防訓練の充実	V	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県
④	水防団体間の連携、協力に関する検討	V	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県
⑤	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	F, L	引き続き実施	市町村, 茨城県
⑥	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	W, X	平成30年度から順次実施	協議会全体

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	Y, Z	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県
②	水害被害軽減地区の指定に向けた検討	○	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	堤防等河川管理施設の整備	A A	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
②	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	A B, A C, A D	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
③	河川管理の高度化の検討	A B, A C	平成30年度から順次実施	茨城県

(5) 減災・防災に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	適切な土地利用の促進	○	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県
②	災害時及び災害復旧に対する支援	A E, A F	平成30年度から順次実施	協議会全体

8 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年本格的な台風シーズン前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、行うこととする。

参考資料

- (1) 【現状】
- (2) 【課題】
- (3) 【取組】概ね5年で実施する取組（案）